AGU Future Eagle Project　2027 年度　募集要項

この度、以下のとおり 2027 年度新規奨励学生を募集いたしますので、詳細をご確認のうえ、後述の募集説明会をご視聴ください。

1. 趣旨・目的

我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う、優秀で志ある博士後期課程学生が研究に専念できる環境を整備し、卓越した博士人材を育成・輩出するために、様々な支援を行います。

助成の目的は以下の三点です。

- 博士後期課程（及び一貫制博士課程 3 年次生以上）学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援すること
- 生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を複数年度に渡り安定的・継続的に整備すること
- 国際性・学際性の涵養、トランスファラブルスキル※1の習得を含め、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導くこと

これを踏まえて、本学では個々人が将来なりたい人物像に合わせて、短期留学（海外の研究施設への派遣等）、博士課程学生に特化したインターンシップ支援、英語力・アントレプレナーシップ※2向上を目的とした各種ワークショップの開催、副指導教員の配置等のサポートを行います。

※1 トランスファラブルスキル：社会人に求められる能力のうち、特に転用・応用可能で、分野や業態を問わず必要となる汎用性の高いもの。
※2 アントレプレナーシップ：新事業創出や社会課題解決に向け、新たな価値創造に取り組む姿勢や発想・能力

2. 応募要件・第一種採用要件

（1）2027 年度に博士後期課程 1 年次に入学する者、及び一貫制博士課程 3 年次に進級/編入する者※3

（2）以下のいずれかに該当する者は応募資格を有しません。

・国費による研究費支援（学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための研究費支援）を受ける学生 ※4

・生活費に係る十分な水準（240 万円／年以上）の民間等の奨学金を得ている学生（貸与型は除く）

・所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準※5 で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生

・日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）、独立行政法人等から奨学金を得ている留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

・入学（一貫制博士課程は 3 年次へ進級）と同時に休学する者

（3）第一種採用要件は別紙のとおりです。**留学生等、第一種採用要件に該当しない者**は、審査結果に関わらず**第二種での採用**となります。

※3 2026 年度以前に博士後期課程 1 年次に入学した者、及び一貫制博士課程 3 年次に進級/編入した者で、休学等やむを得ない理由により応募できなかった方は、事前に要件を確認するため所属キャンパスの研究推進課にお問合せください。
※4「次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員、JICA 留学生、「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業」若手育成対象者 等
※5 240 万円/年を基準とします。**院生助手との併用はできません。**転換を希望する場合は、事務局までご相談ください。
※6 本学での TA・RA・TF の活動は、自身の研究活動に支障のない範囲で行うことができます。

3. 支援概要

3.1. 支援期間

博士後期課程修了、または一貫制博士課程修了まで（最長 3 年間）

3.2. 支援内容

書面審査及び面接審査の評価結果により、以下のいずれかとなります。※7

種別	生活費相当額	研究費	スキル開発セミナー	副指導	インターンシップ	国際学会短期留学	論文投稿料
第一種	216 万円/年※8	25 万円/年	有	有	有	有	有
第二種	192 万円/年※8	20 万円/年	有	有	有	無	無

※7　採用辞退が発生した場合は、選抜時の評価結果に基づき、種別を繰り上げる可能性があります。
※8　４月から毎月、本人の銀行口座に振り込まれます。なお、生活費相当額は税法上「雑所得」として扱われます。「所得税」「住民税」の課税対象となるため、税務署へ確定申告を行う必要があります。

4. 選考内容

【募集人数】

若干名

【選考方針】

研究遂行能力を有しつつ、本プロジェクトの趣旨・目的を理解し、支援制度の適用を受けながら自身の成長と制度の成熟を推進する明確で具体的なビジョンを選考者に示すことができる者。

【選考方法】

■一次選考（書類選考）

■二次選考（オンライン面接）2027 年 3 月 2 日（火）（予定）

※二次選考の時間は、一次選考結果通知時に連絡します。
※一次、二次ともに、英語での選考も可能です。
※二次選考（オンライン面接）は口頭のみで行われ、スライドの使用はできません。

【選考結果通知】

■一次選考結果：2027 年 1 月 29 日（金）（予定）

■二次選考結果：2027 年 3 月 3 日（水）（予定）

※選考結果通知は、応募書類提出時に使用されたメールアドレス宛に発信します。
※選考状況や採否理由に関するお問い合わせには応じません。

5. 応募方法

以下の応募期間に指定の応募書類一式を電子メールでご提出ください。

■応募期間：2026 年 12 月 21 日（月）～1 月 11 日（月祝）

■提出先：agu-fep@aoyamagakuin.jp

■件名：2027 年度　FEP 応募書類提出

■応募書類ダウンロード：

https://www.aoyama.ac.jp/research/achievements/mext-programs/agu-fep#anchor_05

※応募書類はファイル形式を変えずに word で提出すること
※応募書類は英語で記載いただいても構いません。
※1 月 11 日（月祝）23：59 までに提出したもののみ有効とします。
※受付けた書類は一切返却いたしません。また、修正のための返却にも応じませんので、十分に留意して提出してください。

【奨励学生に採用された場合の注意事項】

- 本プロジェクトで実施するオリエンテーション、セミナー、ワークショップに参加すること。
  ※セミナー、ワークショップはキャリアパス支援、研究者ネットワーク構築のための一助として行う
- 奨励学生は、文部科学省等が運営するジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへの登録が必要です。
- 毎年度末に研究成果/進捗報告書を提出すること。
- 本プログラムの支援を受けた者は、支援終了後に本学青山博士会へ入会すること。
- 奨励学生は、採用期間終了後に追跡調査の対象となります。採用終了後、本学からの追跡調査依頼には必ず協力すること。
  ※採用期間終了後の追跡調査にご協力いただけない場合、研究奨励費等の一部または全額の返還を求めることがあります。
- 採用された場合、奨励学生、事業の概要等の情報は、本学ウェブサイト等において公表されます。
- 提出された成果物や報告書などは大学の研究活動広報のために公開することがあります。

【個人情報の取扱い】

（1）個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。

（2）応募書類・添付書類及び事業報告書・成果物に記入された情報は、選考、事業実施、事後評価等の手続のほか、次のような目的で利用します。

ア）事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成に利用されます。

イ）応募書類、添付書類及び事業報告書・成果物などは、選考、事後評価等のため、外部有識者等の評価者に提供することがあります。提供する際、評価者の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただきます。

ウ）事業終了後に、本事業に関するフォローアップのためのアンケートを依頼する場合があります。

エ）本プロジェクトの選考に応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

2027 年度新規募集説明会のご案内

2027 年度新規奨励学生募集にあたり、本年度より募集説明会はオンデマンド形式で実施します。
応募を予定している方は、以下の期間中に必ずご視聴ください。
■視聴期間：2026 年 11 月 16 日（月）～2027 年 1 月 11 日（月祝）
■視聴 URL：
https://aoyamagakuin.jp.panopto.com/Panopto/Pages/Viewer.aspx?id=bfd9911b-403f-491c-902b-b4f6005de4e8

※募集説明会では、制度概要、応募方法、選考内容等について説明しています。応募を希望する方は、応募前に必ずご視聴ください。
※視聴期間中は、上記 URL からいつでもご視聴いただけます。
※ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】
青山学院大学 FutureEagleProject 事務局
agu-fep@aoyamagakuin.jp

以上

別紙　第一種採用要件判定表

No		区分	該当例		在留期間	第一種採用可否
①		日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		－	○
②		特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第３条）	入管特例法第３条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者		無期限	○
③	1	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等（出入国管理及び難民認定法別表第２）	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	○
	2		日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	５年、３年、１年又は６月	○
	3		永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	５年、３年、１年又は６月	○
④	1	定住者（出入国管理及び難民認定法別表第２）	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のヴェトナム難民、日系３世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親など		５年、３年、１年又は６月又は法務大臣が個々に指定する期間（５年以内）	×※1
	2		上記のうち将来永住する意思があると認められた者			○
⑤	1	家族滞在（出入国管理及び難民認定法別表第１）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能２号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間（５年以内）	×※1
	2		上記のうち、下記のいずれにも該当する者 ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者 ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者			○
	3		本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して⑤-2に掲げる者に準ずると認められた者			○
⑥		右記の在留資格により在留する者（出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五）	（１）外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 （２）高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 （３）文化活動、短期滞在 （４）留学、研修 （５）特定活動		区分の内容に応じて15日から５年の期間（高度専門職の一部は無制限）	×※1

※1 ④-1、⑤-1、⑥は第一種採用要件には該当しないため、審査結果に関わらず第二種での採用となります。

※2 海外からの学生による本学への一般的な留学は⑥です。